

民法改正特別公開講座

民法改正はどのような発想で改正されたのか

LEC 専任講師 森山和正

講師紹介

森山和正

群馬県桐生市出身。早稲田大学法学部卒。大学3年生の11月に司法書士受験を思い立ち、LEC15ヵ月合格コースを受講し、8か月の学習で大学在学中に司法書士試験に合格。司法書士事務所・司法書士法人勤務を経て、2004年より受験指導を開始。科学的・合理的な学習法で、多くの短期合格者を輩出している。ケータイ司法書士は、12万部を突破。

著書

「ケータイ司法書士Ⅰ～Ⅵ」

「森山和正の司法書士Vマジック」

「司法書士合格六法」

「SOS！弱点強化司法書士・組織再編とその登記」（以上三省堂）

「司法書士試験解法テクニック50」

「司法書士試験暗記の力技100」

「司法書士試験すぐに結果が出る合格メソッド55（共著）」（以上中央経済社）

をはじめ著書多数。



I どのような改正が行われたのか

①民法（相続法）改正

→施行日：原則令和元年7月1日

②民法（特別養子縁組制度関係）改正

→施行日：公布の日である令和元年6月14日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

③民法（債権法関係）改正

→施行日：令和2年4月1日

④民法（成人年齢）改正

→施行日：令和4年4月1日

Ⅱ 債権法改正の発想

① 判例の明文化

旧法	改正法
<p>第 95 条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。</p>	<p>第 95 条</p> <p>1 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。</p> <p>一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤</p> <p>二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤</p> <p>2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。</p> <p>3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第 1 項の規定による意思表示の取消しをすることができない。</p> <p>一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。</p> <p>二 相手方が表意者と同一の錯誤に</p>

	<p>陥っていたとき。</p> <p>4 第 1 項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。</p>
--	--

②抜本的改正

旧法	改正法
(新設)	<p>第 412 条の 2</p> <p>1 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。</p> <p>2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第 415 条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。</p>

・原始的不能が無効ではなくなる。債務不履行による損害賠償請求をするか、解除をして解決することになる。

旧法	改正法
<p>第 543 条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りで</p>	<p>第 542 条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。</p> <p>一 債務の全部の履行が不能であるとき。</p>

ない。	
-----	--

・解除の要件として、帰責事由が不要となった。解除の役割が、「債務者に対する責任追及の手段」から「契約の拘束力から債権者を解放する手段」へと変わることになる。

旧法	改正法
対応条文なし	(履行不能による解除権) 第 543 条 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

・帰責事由のある債権者からの解除は認めない。

Ⅲ 相続法改正の発想

① 配偶者居住権の新設

旧法	改正法
対応条文なし	第 1037 条 1 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の所有権を相続又は遺贈により取得した者（以下この節において「居住建物取得者」という。）に対し、居住建物について無償で使用する権利（居住建

	<p>物の一部のみを無償で使用していた場合にあつては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という。)を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時において居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。</p> <p>一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 第三項の申入れの日から六箇月を経過する日</p> <p>2 前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。</p> <p>3 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。</p>
--	--

②遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権へ

旧法	改正法
<p data-bbox="225 421 669 643">第 1031 条 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。</p>	<p data-bbox="696 421 1144 780">第 1046 条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。</p>

LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。